

平成21年 3月 9日
消 防 庁

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集の結果

消防庁では、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）について、平成20年12月26日から平成21年1月26日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、本件に関する御意見はございませんでした。

1 背景

自動火災報知設備については、従来から火災が発生した場合の信号等のやり取りに関して、有線方式のみの基準が規定されているところです。

しかし、近年の無線情報通信の技術発展に伴い、自動火災報知設備の情報伝達手段として多様なニーズに対応するため、「ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発に関する検討会」において無線方式を採用した新たな自動火災報知設備について報告書が取りまとめられ、従来の有線方式と同等の性能を担保するためのあり方に沿って基準化を進めることが適当であるとされました。

今回の改正は、上記を踏まえ、無線方式を用いた自動火災報知設備の感知器等に関する技術上の基準を整備するものです。

2 意見募集の結果

省令（案）等について、平成20年12月26日から平成21年1月26日までの間、意見を募集したところ、本件に関する御意見はありませんでした。

3 省令の公布等

消防庁では、パブリック・コメント手続きの実施結果等も踏まえて検討した結果、[火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成21年総務省令第16号）](#)、[中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成21年総務省令第17号）](#)及び[受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成21年総務省令第18号）](#)を平成21年3月9日に公布しました。（同日から施行）



（事務連絡先）総務省消防庁予防課

（担当：森川補佐、荒川事務官）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する
省令等について

平成 20 年 3 月
消 防 庁 予 防 課

1 改正理由

自動火災報知設備については、従来から火災が発生した場合の信号等のやり取りに関して、有線方式のみの基準が規定されているところである。

しかし、近年の無線情報通信の技術発展に伴い、自動火災報知設備の情報伝達手段として多様なニーズに対応するため、「ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発に関する検討会」において無線方式を採用した新たな自動火災報知設備について報告書が取りまとめられ、従来の有線方式と同等の性能を担保するためのあり方に沿って基準化を進めることが適当であるとされた。

今回の改正は、上記を踏まえ、無線方式を用いた自動火災報知設備の感知器等に関する技術上の基準を整備するために、2に掲げる省令の一部を改正するものである。

2 改正を行う省令

- (1) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）
- (2) 中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 18 号）
- (3) 受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 19 号）

3 改正の概要

- (1) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正
無線式感知器及び無線式発信機の機能等について、以下のとおりとする。
 - ① 無線式感知器のうち、端子又は電線（端子に代えて用いるものに限る。）を用いないものについて、滴下試験の対象から除くこと。
 - ② 無線式感知器は、他の機器と識別できる信号を発信するものとする。
 - ③ 無線式感知器のうち、連動型警報機能付感知器であるものについては、無線設備の発信状態を伝える信号を 168 時間以内ごとに自動的に受信機に発信できる装置を要しないこと。
 - ④ 無線式発信機の構造及び機能について、次のとおり定めること。
 - ア 無線式感知器の規定を準用すること。
 - イ 無線式発信機の空中線は外部に露出しない構造とすること。
 - ⑤ 無線式発信機の表示について、所要の項目を追加すること。
- (2) 中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正
無線式中継器の機能等について、以下のとおりとする。
 - ① 無線設備の発信状態を伝える信号を 168 時間以内ごとに自動的に発信する対象として、他の無線式中継器を追加すること。

- ② 電波を発信する機能を有する無線式中継器にあつては、他の機器と識別できる信号を発信するものとする。
- ③ 電波を受信する機能を有する無線式中継器にあつては、無線式感知器、無線式発信機又は他の無線式中継器（以下「無線式感知器等」という。）から発信された信号を受信し、これを自動的に受信機に発信する機能を有すること。
- ④ 無線式中継器に、無線式感知器等の無線設備の発信状態を手動で確認することができる装置を設ける場合にあつては、この装置の操作中に他の警戒区域からの火災信号、火災表示信号又は火災情報信号を受信したとき、確実に信号を発信すること。

(3) 受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正

無線式受信機の機能等について、以下のとおりとする。

- ① 無線式受信機の機能は、P型受信機であるものはP型受信機の規定を、R型受信機であるものはR型受信機の規定を、GP型受信機であるものはGP型受信機の規定を、GR型受信機であるものはGR型受信機の規定をそれぞれ準用するものとする。
- ② 電波を発信する機能を有する無線式受信機は、他の機器と識別できる信号を発信するものとする。
- ③ 異常等により音響装置及びその旨の表示灯が自動的に作動する旨の規定中、当該異常等の発信元に無線式発信機及び無線を使用する地区音響装置を追加すること。
- ④ 無線式受信機に、無線式感知器等又は無線を使用する地区音響装置の無線設備の発信状態を手動で確認することができる装置を設ける場合にあつては、この装置の操作中に他の警戒区域からの火災信号、火災表示信号又は火災情報信号を受信したとき、火災表示をすることができるものであること。
- ⑤ 発信又は受信可能な型式番号を表示する機器として、無線式中継器及び無線式発信機を追加すること。

(4) その他所要の規定を整備すること。

4 施行期日

公布の日から施行する。